

特別養護老人ホーム和光苑 長期入所利用料金表（1割負担の方1日当たり）

長期入所31日以後

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
a. 長期入所生活介護	5,470円 (5,470円)	6,140円 (6,530円)	6,820円 (6,530円)	7,490円 (7,810円)	8,140円 (7,810円)
b. 日常生活継続支援加算	360円	360円	360円	360円	360円
c. 栄養ケアマネジメント加算	140円	140円	140円	140円	140円
d. 夜勤職員配置加算	220円	220円	220円	220円	220円
e. 看護体制加算	190円	190円	190円	190円	190円
f. 個別機能訓練加算	120円	120円	120円	120円	120円
g. 口腔衛生維持管理加算	10円	10円	10円	10円	10円
1. サービス利用料	6,510円 (6,510円)	7,180円 (7,570円)	7,860円 (7,570円)	8,530円 (8,850円)	9,180円 (8,850円)
2. うち、介護保険から給付される金額	5,859円 (5,859円)	6,462円 (6,813円)	7,074円 (6,813円)	7,677円 (7,965円)	8,262円 (7,965円)
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	651円 (651円)	718円 (757円)	786円 (757円)	853円 (885円)	918円 (885円)
4. 居室に係る自己負担額 ※1	840円				
5. 食事に係る自己負担額 ※1	1,380円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	2,871円 (2,871円)	2,938円 (2,977円)	3,006円 (2,977円)	3,073円 (3,105円)	3,138円 (3,105円)

長期入所30日まで（入院30日を超えた場合の退院後）

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
0. 初期加算	300円	300円	300円	300円	300円
a. 長期入所生活介護	5,470円 (6,300円)	6,140円 (7,400円)	6,820円 (7,400円)	7,490円 (8,730円)	8,140円 (8,730円)
b. 日常生活継続支援加算	360円	360円	360円	360円	360円
c. 栄養ケアマネジメント加算	140円	140円	140円	140円	140円
d. 夜勤職員配置加算	220円	220円	220円	220円	220円
e. 看護体制加算	190円	190円	190円	190円	190円
f. 個別機能訓練加算	120円	120円	120円	120円	120円
g. 口腔衛生維持管理加算	10円	10円	10円	10円	10円
1. サービス利用料	6,810円 (7,640円)	7,480円 (8,740円)	8,160円 (8,740円)	8,830円 (10,070円)	9,480円 (10,070円)
2. うち、介護保険から給付される金額	6,129円 (6,876円)	6,732円 (7,866円)	7,344円 (7,866円)	7,947円 (9,063円)	8,532円 (9,063円)
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	681円 (764円)	748円 (874円)	816円 (874円)	883円 (1,007円)	948円 (1,007円)
4. 居室に係る自己負担額 ※1	840円				
5. 食事に係る自己負担額 ※1	1,380円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	2,901円 (2,984円)	2,968円 (3,094円)	3,036円 (3,094円)	3,103円 (3,227円)	3,168円 (3,227円)

◎ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から実際に居室が明け渡された日までの期間に係る料金
(旧措置者は括弧内の料金となります。)

ご利用者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料金	9,400円 (9,400円)	9,810円 (10,200円)	10,510円 (10,200円)	11,200円 (11,570円)	11,920円 (11,570円)

ご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 8,680円

○上記以外に経口維持、外泊時、看取り介護などの加算が発生する場合があります。

対象者	区分	居住費 (居住の種類により異なります) 多床室 (相部屋)	食費	
		生活保護受給者		利用者負担
世帯全員が市町村民税非課税の方	老齢福祉年金受給者	段階1	0円	300円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 段階2	370円	390円
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)	利用者負担 段階3		650円
上記以外の方	利用者負担 段階4	施設との契約により設定されます。 なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。	840円	1,380円

・尚、当施設は厚生労働省の定める一定の基準を満たしているため、保険適用額に5.9%を乗じたものを処遇改善加算として請求させていただきます。